

政令・省令の骨子(案)について

厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課

1 労働者協同組合法施行令案(仮称)関係

主として以下の事項について規定予定

- (1) 組合が行うことが適当でない事業
 - ・ 労働者派遣事業
- (2) 組合員等以外の者からの監事の選任を要する組合の範囲
- (3) 書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等
- (4) 準用する会社法の規定の技術的読替え

2 企業組合及び特定非営利活動法人の組織変更の登記に関する政令案(仮称)関係

主として以下の事項について規定予定

- (1) 法施行の際、現に存する企業組合が労働者協同組合に組織変更をする際の登記手続
 - ・ 登記手続の期限、必要となる書面等
- (2) (1)について特定非営利活動法人の組織変更について準用すること。

現時点では、主として以下の構成と内容により規定することを検討中

第1章 組合員名簿における電磁的記録等

- (1) 電磁的記録及び電磁的方法の内容等について規定する。
- (2) 電磁的記録に記録された事項を表示する方法
組合員名簿が電磁的記録をもって作成されている場合など、電磁的記録に記録された事項を表示する方法等について規定する。

第2章 設立

- (1) 創立総会の議事録に記載すべき事項等について規定する。
- (2) 組合の成立の届出
組合の成立を届け出ようとする者が、提出しなければならない書類等について規定する。

第3章 管理

第1節 電磁的記録の備置きに関する特則

組合(連合会において準用する場合を含む。)の書類が電磁的記録をもって作成されている場合、当該書類の閲覧請求に従たる事務所において応じることを可能とするための措置等について規定する。

第3章 管理

第2節 役員

役員の変更の届出、心身の故障のため職務を適正に執行することができない者等について規定する。

第3節 決算関係書類

(1) 総則

組合又は連合会が作成すべき決算関係書類の金額の表示の単位、成立の日の貸借対照表の作成、各事業年度に係る決算関係書類の作成等について規定する。

(2) 貸借対照表

組合又は連合会が作成すべき貸借対照表について必要な項目等を定める。

(3) 損益計算書

組合又は連合会が作成すべき損益計算書について必要な項目等を定める。

(4) 剰余金処分案又は損失処理案

組合又は連合会が作成すべき剰余金処分案又は損失処理案について必要な項目等を定める。

(5) 附属明細書

組合又は連合会が作成すべき附属明細書について必要な事項等を定める。

第3章 管理

第4節 事業報告書

組合又は連合会が作成すべき事業報告書について必要な事項等を定める。

第5節 決算関係書類及び事業報告書の監査

監査の通則に関する規定を整備するとともに、監事は決算関係書類及び事業報告書等を受領したときは、監査報告を作成しなければならないこと等について規定する。

第6節 決算関係書類及び事業報告書の組合員又は会員への提供

組合員又は連合会の会員に対して行う決算関係書類(監査報告を含む。)及び事業報告書の提供等について規定する。

第7節 会計帳簿

会計帳簿の作成の通則に関する規定を整備するとともに、資産及び負債の評価及び純資産の算定方法等について規定する。

第8節 総会の招集手続等

総会の議事録に記載すべき事項等について規定する。

第4章 解散及び清算並びに合併

組合の解散の届出、合併の開示事項、組合の合併の届出、清算等について規定する。

第5章 労働者協同組合連合会

連合会の成立の届出及び連合会の解散の届出等について規定する。

第6章 雑則

決算関係書類等の提出等について規定する。